

議第 4 号

下呂市北部学校給食センター改築工事（厨房設備）請負契約
の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

1. 工 事 名 下呂市北部学校給食センター改築工事（厨房設備）

2. 契約の方法 随意契約

3. 契約金額 変更前 258,768,000 円
 変更後 256,439,520 円

4. 契約の相手方 岐阜県岐阜市茜部寺屋敷 2 丁目 3 番地
 タニコー株式会社岐阜営業所
 所長 宮 弘 光

平成 31 年 2 月 5 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

下呂市北部学校給食センター改築工事（厨房設備）の請負契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年下呂市条例第 54 号）第 2 条に規定する「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負」に該当するため。

変更内容説明資料

1. 仕様書番号 教工第53号

2. 工事名 下呂市北部学校給食センター改築工事（厨房設備）

3. 契約金額	変更前	258,768,000 円
	変更後	256,439,520 円
	減額	△2,328,480 円

4. 変更理由・内容

厨房施設内において、野菜下処理室で発生する野菜屑をゴミ庫へ搬送する機械器具（塵芥処理機、残菜粉碎器）を廃止し、調理員による運搬に変更する。